

令和8年度焼津内港地区周辺官民連携取組推進業務委託

仕様書

令和8年5月

焼津市都市整備課

【目次】

第一章 総則

1	目的	1
2	検討区域	1
3	履行期間及び契約	1
4	提出書類	1
5	貸与資料	1
6	秘密保持	1
7	個人情報保護	1
8	損害賠償	1
9	検査	2
10	完了	2
11	契約不適合	2
12	成果品の帰属	2

第二章 業務概要

13	業務概要	2
14	スケジュール	3

第三章 業務内容

15	業務内容	3
16	成果品	6
17	その他	6
18	参考資料	6

第一章 総則

1 目的

本仕様書は、焼津市（以下「発注者」という。）が発注する令和8年度焼津内港地区周辺官民連携取組推進業務委託（以下「本業務」という。）について必要な事項を定める。

2 検討区域

検討区域は、別添1に示す区域とする。

3 履行期間

履行期間は、契約締結日から令和9年3月10日までとする。

4 提出書類

受注者は、業務着手にあたり、速やかに次の書類を提出し、発注者の承認を受けるものとする。

- (1) 業務計画書
- (2) 業務工程表
- (3) 業務代理人等通知書
- (4) 業務体制表
- (5) その他発注者の指示する書類

5 貸与資料

貸与資料がある場合は、資料の破損、滅失等の事故のないよう留意する。

貸与資料の使用にあたっては、本業務での利用に限定し、他の目的のために使用してはならない。また、本業務完了後、速やかに返却するものとする。

6 秘密保持

受注者は、業務履行上、知り得た内容について、業務中及び業務完了後において、一切、第三者に漏らしてはならない。

7 個人情報保護

受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報を取り扱う場合は、個人の権利利益を侵害することのないように努めなければならない。

なお、事務処理をするための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」の個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

8 損害賠償

受注者は、業務遂行にあたり、発注者並びに第三者に損害を与えた場合は、直ち

にその状況及び内容について報告し、発注者の指示に従うものとする。

また、賠償等に必要な負担は受注者が負うものとする。

9 検査

受注者は、業務終了後、発注者による検査を受けるものとする。

その結果、成果品について、本仕様書の内容等を満たさない場合は、受注者の負担にて速やかに修正を行い、再検査を受けるものとする。

10 完了

受注者は、成果品とともに納品書を提出し、検査合格により完了するものとする。

11 契約不適合

業務完了後、受注者の過失又は疎漏に起因する不良箇所が発見された場合は、発注者の求めに応じ、受注者の負担にて速やかに修正、補正及びその他必要な作業を行うものとする。

12 成果品の帰属

成果品の著作権及び所有権は、全て発注者に帰属するものとし、発注者に許可なく第三者に公表、貸与及び使用してはならない。

第二章 業務概要

13 業務概要

(1) 業務管理

受注者は、本業務を円滑に遂行することを目的とした業務計画書を作成し、発注者の承認を得て遂行する。

(2) 実施体制

受注者は、本業務の遂行を確実に実施体制を確保し、業務体制表を提示する。

(3) 会議運営

ア 受注者は、本業務の遂行において、協議及び報告等を目的とした会議を必要に応じて開催し、業務遂行に責任を持つものが出席する。その他、関係者の判断により、必要に応じて開催する。

イ 受注者は、会議の主導的な立場として運営し、資料作成や説明等を行う。

14 スケジュール

内容	時期
実現化検討	令和8年7月～10月
候補地選定	令和8年7月～11月
官民連携による取組推進	令和8年7月～令和9年1月
方策・取組方針の検討	令和8年7月～令和9年3月

各業務内容における検討時期は上記を基本とするが、より効果的な遂行に向けた変更が必要な場合は、発注者と協議の上、決定するものとする。

また、各業務内容の検討等は、市民等や関係者、庁内会議により議論し、意見を集約することとする。

第三章 業務内容

15 業務内容

業務内容は、次のとおりとする。

(1) 計画準備

令和6・7年度の実施結果及び内港地区活性化基本方針を整理し、本業務の前提条件を把握した上で業務を計画するとともに、上位関連計画におけるまちづくりの方針及び検討区域における官民の開発・事業動向を把握し、周遊促進の取組や事業化に向けた基礎資料として活用する。

(2) 実現化検討

検討区域における周遊促進を図る上で、にぎわい交流拠点の形成や自動運転バス等による新しい交通システムの導入、歩行回遊ネットワークの形成を検討する中、二次交通への円滑な接続・結節不足や歩行者ネットワークの形成が課題となっていることを踏まえ、周遊促進に係る課題や導入目的・必要性等の方針を整理するとともに、国内外の先進・類似事例を収集・整理する。

ア 現況や課題・必要性等の検討・整理

ダブルサーキュレーションの形成に向け、必要な交通結節点（モビリティハブ・パーク）及び歩行者ネットワーク等の現況や課題、導入目的、あり方・必要性、必要規模・機能、制約条件等を整理する。

イ 事例収集・整理

上記アで取りまとめた現況や必要性等を踏まえ、交通結節点及び歩行者ネットワークに係る効率的・効果的な各々5事例程度を収集する。また、周遊促進のための具体的な方策・取組方針の検討に向けた活用の要点を整理する。

(3)- 1 候補地選定

発注者が提示する交通結節点導入候補地において、導入適性を比較評価及び必要性を検証するとともに、上記(2)で取りまとめた事例先や新規モビリティの導入検討

を見据える民間事業者等にヒアリングを行い、利用・取組状況や事業手法・スキーム、連携の可能性等について調査する。

ア 候補地選定の評価及び新規候補地の選定

上記(2)で取りまとめた事例等を参考に、効果的な配置や乗換の利便性、候補地活用の実現性等、導入候補地及び候補地間におけるネットワーク上の必要性・整合性、相乗的効果等を評価する。

なお、周辺区域においては、シェアサイクル導入候補地に係る評価を行う。

また、評価結果を基に、より効果的な配置となるよう、必要に応じて、新規導入候補地の提案を行う。

イ 新規モビリティの導入に係る民間事業者等ヒアリング

民間事業者等による新規モビリティの導入に向けた検討や方針、今後の動向等の把握に向け、民間事業者等へのヒアリング調査を実施する。

なお、公共交通事業者は含まないものとするとともに、効果的な周遊促進の検討熟度を高める上で必要な対象事業者数や内容等を受注者より提案し、発注者と協議の上、決定するものとする。

ウ ヒアリング調査結果の整理

上記の検討・調査結果を踏まえ、下記(4)の具体的な方策・取組方針の検討において、より有益なものに繋がるよう、課題や考え方、連携の可能性、必要な検討項目を洗い出し、事項や要点を整理する。

(3)- 2 官民連携による取組促進

重点区域における官民連携取組推進の仕組み構築及び歩行者ネットワークの形成に向けた街路空間の再整備を行うため、歩行ルートの抽出・整理や意見集約を行い、課題や効果等による取組の実現性や有効性、優先度等を整理するとともに、今後、官民連携による具体的な取組等を検討する上での基礎資料として取りまとめる。

なお、効果的な取組推進を図る上で必要な歩行ルートの抽出・整理や意見集約の手法、対象者、回数等を受注者より提案し、発注者と協議の上、決定するものとする。

ア 市民参加や事業者の巻き込みに向けた取組の実施

歩行者ネットワークの形成を目指し、街路空間における再整備の検討に向け、市民等を対象とした周遊散策や意見交換の場を設け、意見集約を図る。

イ 優先歩行ルートの検討

上記アで実施した取組結果及び集約された意見等を整理し、周遊促進に向け優先的に整備すべき歩行ルートを検討する。

(4) 方策・取組方針の検討

上記までの検討・整理に基づき、検討区域における周遊促進に向け、最終的な方策・取組の方針検討の参考となるよう、実現性や有効性の検討を踏まえ、今後の実施計画を整理する。

ア 方策・取組方針の作成

検討区域の特徴や課題、導入条件、官民連携の可能性、上位・関連計画との整合性等を比較検証した上で、具体的な方策・取組方針を取りまとめる。

また、歩行者やモビリティを活用した周遊ネットワーク（優先歩行ルートの設定や交通結節点の候補地選定、これらを結ぶモビリティのルート案検討）や下記の事業を含む事業全体のスケジュール（ロードマップ）を作成する。

なお、想定スケジュールは、下記のとおりである。（市主体事業）

内容	時期
自動運転社会実装推進事業	令和8年度 又は 令和9年度
シェアサイクル導入実証事業	令和8年度 又は 令和9年度
周遊促進実証事業 （交通結節点及び歩行者ネットワーク）	令和9年度
街路空間整備事業	令和10・11年度

イ 周遊促進実証計画の策定

上記の民間事業者等の動向や市主体事業との連携を見据え、関係主体や実施体制、必要な調整事項等を整理した上で、令和9年度に重点区域を中心として実施する周遊促進実証事業に向けた実証計画を立案する。

なお、円滑な計画実施や令和10年度以降の整備事業に繋がるよう、具体的な計画目的や内容、必要機器等の整理を受注者より提案し、発注者と協議の上、決定するものとする。

(5) 各種会議等の運営支援

関係者間において十分な議論や提案等が展開されるよう、各種会議等を効果的かつ効率的に実施する。

なお、各種会議等において必要な回数や内容等を受注者より提案し、発注者と協議の上、決定するものとする。

ア 庁内会議

協議及び報告等に係る庁内会議を開催するにあたり、資料作成や説明を行うとともに、主導的な立場として運営する。

イ 関係者協議

各検討・取組における協議及び企画等に係る関係者協議を開催するにあたり、資料作成や説明を行うとともに、主導的な立場として運営する。

ウ その他

上記の他、発注者の求めに応じ、必要な各種会議等を随時開催し、資料作成や説明を行う。

(6) 報告書作成

上記までの検討・整理を踏まえ、報告書として取りまとめるとともに、別途、概

要版及び公表用資料を作成する。

(7) 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するにあたり、打合せ協議を実施するものとし、打合せ記録を作成する。

なお、打合せ協議の実施は、業務着手時、中間時、業務完了時の計4回を予定するが、上記の各種会議や検討等の進捗に合わせ、対面及びオンラインにより、適宜、実施する。

16 成果品

- (1) 業務報告書（A4判、A3折りたたみ可）2部
- (2) 概要版（A4判、A3折りたたみ可）2部
- (3) 公表用資料（A4判、A3折りたたみ可）2部
- (4) 資料編（調査の過程で収集した資料等）（A4判、A3折りたたみ可）1部
- (5) 上記電子データ 一式

17 その他

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、その都度、発注者と協議の上、決定するものとする。

18 参考資料

- (1) 第7次焼津市総合計画
 - ・ https://www.city.yaizu.lg.jp/city-info/plan/category_city-info/sogo-keikaku/7th-sogo_kihon1.html
- (2) 第4次焼津市国土利用計画
 - ・ https://www.city.yaizu.lg.jp/city-info/plan/category_life/kokudoriyo-keikaku_4.html
- (3) 焼津市都市計画マスタープラン
 - ・ <https://www.city.yaizu.lg.jp/life/urban/development/plan-council/masterplan.html>
- (4) 焼津市立地適正化計画
 - ・ <https://www.city.yaizu.lg.jp/life/urban/development/ritchitekiseika/index.html>
- (5) 焼津めぐる戦略（MEGURU）
 - ・ https://www.city.yaizu.lg.jp/city-info/plan/category_city-info/meguru-strategy.html
- (6) 焼津未来デザイン
 - ・ https://www.city.yaizu.lg.jp/city-info/plan/category_city-info/mirai-

design/index.html

(7) 内港地区活性化基本方針

- ・ <https://www.city.yaizu.lg.jp/life/urban/urban-develop/naiko-nigiwai/index.html>

(8) 【県】焼津漁港マスタープラン

- ・ 担当課までご連絡ください。「参加資格決定通知書」の受理後に提供します。

(9) 焼津内港地区にぎわい・交流創出事業

（【概要版】令和6年度焼津内港地区周辺活性化方策検討基礎調査業務報告書）

- ・ <https://www.city.yaizu.lg.jp/life/urban/urban-develop/naiko-nigiwai/index.html>

（【全体版】令和6年度焼津内港地区周辺活性化方策検討基礎調査業務報告書）

- ・ 担当課までご連絡ください。「参加資格決定通知書」の受理後に提供します。

(10) 焼津内港地区にぎわい・交流創出事業

（【概要版】令和7年度焼津内港地区周辺活性化基本方針策定及び事業公募業務報告書）

- ・ <https://www.city.yaizu.lg.jp/life/urban/urban-develop/naiko-nigiwai/index.html>

（【全体版】令和7年度焼津内港地区周辺活性化基本方針策定及び事業公募業務報告書）

- ・ 担当課までご連絡ください。「参加資格決定通知書」の受理後に提供します。

別添 1

<検討区域>

● 焼津内港地区周辺（重点区域及び周辺区域）

